

転 倒 災 害 発 生 状 況

令和6年7月11日集計

	区 分	労 働 災 害 発 生 状 況 (休業4日以上)	転 倒 災 害 発 生 状 況 (休業4日以上)	比 率 (%)	備 考
業 種					
全産業計(除鉱山法適用)		① 285	69	24.2	
製 造 業	食 料 品	13	4	30.8	
	織 維 ・ 衣 服	1	0		
	木 材 ・ 木 製 品	6	0		
	家 具 ・ 装 備 品	0	0		
	パルプ・紙・紙製品・印刷・製本	3	0		
	化 学	3	0		
	窯 業 ・ 土 石	8	0		
	鉄 鋼 ・ 非 鉄	2	0		
	金 属 製 品	7	0		
	機 械 器 具	10	4	40.0	
	そ の 他 の 製 造 業	9	0		
	小 計	62	8	12.9	
	鉱 業		1	0	
建 設 業	土 木	17	0		
	木 造 建 築	7	0		
	そ の 他 の 建 築	11	1	9.1	
	そ の 他	13	4	30.8	
	小 計	48	5	10.4	
運 交 通	道 路 貨 物 運 送	13	2	15.4	
	そ の 他 の 運 輸	3	0		
林 業	伐 木 ・ 搬 出	7	0		
	造 林 ・ そ の 他 の 林 業	6	0		
	小 計	13	0		
第 三 次 産 業	小 売 業	35	13	37.1	
	社 会 福 祉 施 設	30	15	50.0	
	飲 食 店	4	1	25.0	
	そ の 他 の 第 三 次 産 業	① 69	24	34.8	
	小 計	① 138	53	38.4	
そ の 他		7	1	14.3	

注1:表中の丸付数字は死亡者数で内数。

注2:第三次産業とは、全産業のうち、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業を除くもの。

注3:その他とは、貨物取扱業、農業、畜産・水産業。